

発議案第7号

上越市自治基本条例の一部改正について

上越市自治基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年9月30日提出

提出者	上越市議会議員	佐藤	敏
賛成者	同	石田	裕一
同	同	笹川	栄一
同	同	内山	米六
同	同	橋爪	法一
同	同	杉田	勝典
同	同	江口	修一
同	同	永島	義雄
同	同	石平	春彦
同	同	近藤	彰治

上越市自治基本条例の一部を改正する条例

上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第31条」に、「第31条・第32条」を「第32条・第33条」に、「第33条—第37条」を「第34条—第38条」に、「第38条」を「第39条」に、「第39条—第41条」を「第40条—第42条」に、「第42条」を「第43条」に、「第43条・第44条」を「第44条・第45条」に改める。

第11章中第44条を第45条とし、第43条を第44条とする。

第10章中第42条を第43条とする。

第9章中第41条を第42条とし、第40条を第41条とし、第39条を第40条とする。

第8章中第38条を第39条とする。

第7章中第37条を第38条とし、第33条から第36条までを1条ずつ繰り下げる。

第6章中第32条を第33条とし、第31条を第32条とする。

第5章中第30条を第31条とし、第27条から第29条までを1条ずつ繰り下げ、第26条の次に次の1条を加える。

（出資法人）

第27条 市長は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資法人」という。）に対して、適切な情報公開及び個人情報保護

が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう経営状況について報告を徴するほか、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により報告のあった経営状況に基づき説明書類を作成し、議会に提出するとともに、市民に周知するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(上越市地域協議会委員の選任に関する条例の一部改正)

- 2 上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成16年上越市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第32条第4項」を「第33条第4項」に改める。

(上越市地域自治区の設置に関する条例の一部改正)

- 3 上越市地域自治区の設置に関する条例（平成20年上越市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第32条第4項」を「第33条第4項」に改める。

(上越市市民投票条例の一部改正)

- 4 上越市市民投票条例（平成21年上越市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条」を「第39条」に改める。

第3条第1項及び第5条第1項中「第38条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第6条中「第38条第2項及び第7項」を「第39条第2項及び第7項」に改める。

第8条第1項中「第38条第1項、第6項及び第7項」を「第39条第1項、第6項及び第7項」に改める。